

## 滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、観光および商業の振興、災害対策の強化等の観点から、県民および県への来訪者の利便性を高めるために行われる無料Wi-Fiの整備について、関係団体、電気通信等関係事業者、Wi-Fi利用場所の提供者（以下「エリアオーナー」という。）、県内各市町および滋賀県その他の者が、それぞれの役割に基づいて協働・連携することにより、それぞれの取り組みを促進していくことを目的とする。

(業務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について会員相互の調整および連携を図りながら、必要な事業を行う。

- (1) 統一仕様のもとで整備促進を図る無料Wi-Fi（「以下、県域無料Wi-Fi」という。）の仕様、運用方法および利用者の利便性向上に関すること
- (2) 県域無料Wi-Fiの整備の促進に関すること
- (3) 県域無料Wi-Fiの利活用に関すること
- (4) 県内の無料Wi-Fiの広報・啓発・研修に関すること
- (5) 他の広域無料Wi-Fiとの連携に関すること
- (6) その他、県域無料Wi-Fiおよび県内の無料Wi-Fiに関すること

(会員)

第4条 協議会の構成員（以下「会員」という。）は、第2条の目的に賛同して入会した次に掲げる団体（以下「団体会員」という。）または個人（以下「個人会員」という。）とする。

- (1) 県内経済団体等の関係団体
- (2) 電気通信等関係事業者
- (3) エリアオーナー
- (4) 県内各市町および滋賀県
- (5) その他第2条の目的に賛同する者

2 前項の規定にかかわらず、会員としての資格を有するためには、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号までまたは第6号の規定に該当せず、かつ、次のいずれにも該当しない者でなければならない（会社の役員など実質的に営業に関与している者についても、次のいずれにも該当しないこと。）。

- (1) 暴力団員等（滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (2) 自己、自団体もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的を持って、暴力団（滋賀県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以

下同じ。) または暴力団員等を利用している者

(3) 暴力団または暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接  
的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

(4) 暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(5) 上記(1)ないし(4)のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当  
に利用するなどしている者

(会費)

第5条 会員は、総会において別に定める会費を納入するものとする。

(役員を選任)

第6条 協議会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 3名

監 事 2名

2 会長、副会長および監事は団体会員の代表者またはこれに準ずる者および個人会員から選  
任する。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、業務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序により  
その業務を代行する。

3 監事は、協議会の業務および会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行うものとする。

(総会)

第9条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、その議長となる。

3 総会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 役員を選任

(2) 事業計画および収支予算

(3) 事業報告および収支決算

(4) 規約の変更

(5) その他協議会の運営に関する重要事項

(幹事会)

第10条 協議会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事で構成する。
- 3 幹事は、会長が指名する。
- 4 幹事会には、幹事長を置く。
- 5 幹事長は、幹事の互選により選出する。
- 6 幹事会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 総会に付議すべき事項に関すること

(2) その他総会の議決を要しない業務の執行およびこれにかかる企画・立案に関すること

- 7 幹事長が必要と認める場合には、幹事会に幹事以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(部会)

第11条 協議会は、必要に応じて特定の業務ごとに部会を置くことができる。

- 2 部会の構成、設置および運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第12条 協議会に要する経費は、会費およびその他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、滋賀県県民生活部情報政策課に置く。

- 2 事務局は、関係団体等の協力を得ながら、協議会の運営を行うものとする。

(その他)

第14条 協議会の会員は、協議会で知り得た他の会員にかかる秘密を、当該会員の許可なく他に漏らしてはならない。

- 2 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成27年7月15日から施行する。

付 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。